

令和4年度運転免許取得助成要綱

一般社団法人 栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という。)が行う大型自動車免許・中型自動車免許・けん引自動車免許(中型・大型免許取得者に限る。）・準中型自動車免許の取得及び中型・準中型自動車免許限定解除に係る助成金(以下「助成金」という)の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 大型自動車免許(以下「大型」という)とは、車両総重量11t以上、最大積載量6.5t以上、乗車定員30人以上の自動車を運転できる免許をいう。
- (2) 中型自動車免許(以下「中型」という)とは、車両総重量7.5t以上11t未満、最大積載量4.5t以上6.5t未満、乗車定員11人以上29人以下の自動車を運転できる免許をいう。
- (3) けん引自動車免許(以下「けん引」という)とは、車両総重量750kg以上の車をけん引する場合、けん引する自動車の種類に応じた免許の他に必要となる自動車免許をいう。
- (4) 中型自動車免許限定解除(以下「中型限定解除」という)とは、平成19年6月1日以前に普通自動車免許を取得した者が、平成19年6月2日の道路交通法の一部改正により、車両総重量11t未満、最大積載量6.5t未満、乗車定員29人以下の自動車が運転できるよう条件解除をすることをいう。
- (5) 準中型自動車免許(以下「準中型」という)とは、平成29年3月12日から施行された改正道路交通法により新設された車両総重量3.5t以上7.5t未満、最大積載量2.0t以上4.5t未満、乗車定員10人以下の自動車を運転できる免許をいう。
- (6) 準中型自動車免許限定解除(以下「準中型限定解除」という)とは、平成29年3月11日以前に普通自動車免許(5t限定準中型免許)を取得した者が、平成29年3月12日の道路交通法改正により、車両総重量7.5t未満、最大積載量4.5t未満、乗車定員10人以下の自動車が運転できるよう条件解除をすることをいう。
- (7) 事業の完了とは、指定自動車教習所等への費用の支払い及び免許取得を完了したことをいう。

(助成対象)

第3条 助成対象は、栃ト協の定款に定める会員事業者の県内事業所の運転者が、前条に掲げる自動車免許(以下「大型自動車免許等」という)の取得に要した費用の一部について助成を行うものとする。この場合において、指定自動車教習所等で取得したものを対象とする。

2 助成対象は、会費滞納がない会員とする。

3 助成対象の従業員は、免許取得後1年以内に当該会員事業者を退職しないこと。

(助成額)

第4条 助成金の交付額は、大型・中型・けん引・準中型の自動車免許を取得し、又は中型・準中型限定解除のいずれかに要した費用（指定自動車教習所等へ支払った費用）の一部を交付する

交付額は、自動車免許取得に係る費用（消費税を除く）の2分の1（千円未満切り捨て）とし、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|---------|-------|-----------|
| ① | 大型免許 | 1名あたり | 9万円（上限） |
| ② | 中型免許 | 1名あたり | 4万円（上限） |
| ③ | けん引免許 | 1名あたり | 4万円（上限） |
| ④ | 中型限定解除 | 1名あたり | 2万5千円（上限） |
| ⑤ | 準中型免許 | 1名あたり | 4万円（上限） |
| ⑥ | 準中型限定解除 | 1名あたり | 2万5千円（上限） |

会員事業者が指定自動車教習所等へ支払った費用を助成対象とし、個人が指定自動車教習所等へ支払った費用は助成対象としない。

国等からの助成金が交付されている場合、または国等からの助成金の交付申請を行っている場合は、助成金は交付しない。

1事業者あたりの助成額の上限は、45万円とする。

2 準中型免許、準中型免許限定解除については、(公社)全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の助成制度を活用する。

なお、準中型免許、準中型免許限定解除については、下記①～⑤に定める交付要件を全て満たすものとする。

- ① 栃ト協の会員事業者であること。
- ② 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。
- ③ 当該事業者が、令和3年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ④ 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- ⑤ 当該運転者が、令和3年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得していること。

(助成対象期間)

第5条 令和4年3月1日(火)から令和5年2月28日(火)【※準中型免許取得、準中型免許の限定解除は、令和3年4月1日(木)から令和5年2月28日(火)】までに前条の免許を取得、費用の支払いが終了し、別紙1「運転免許取得助成金交付請求書」と添付書類を提出したものを助成対象とする。ただし、期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金交付請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、別紙1「運転免許取得助成金交付請求書」により、次の書類を添付し令和5年2月28日(火)までに栃ト協に助成金の請求をするものとする。

ア 指定自動車教習所等に支払った費用の領収書の写し

イ 健康保険証の写し

ウ 免許取得後の運転免許証の両面の写し

エ 運転者として在籍確認するものの写し(運転日報、点呼簿、直近月の賃金台帳、運転者台帳)のいずれか1点 ※運転日報、点呼簿は、申請日直前の連続する3日間分

オ 別紙2「運転免許取得者名簿」

(助成金の交付)

第7条 栃ト協は、前条に定める別紙1「運転免許取得助成金交付請求書」と添付書類の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めたとときは、申請事業者に対して第4条に定める助成金を交付する。

2 栃ト協は、全ト協に対しその要綱に従い、免許取得に対する助成金の実績報告を行うものとする。

(申請の変更・取下げ)

第8条 会員事業者は、別紙1「運転免許取得助成金交付請求書」と添付書類の提出後、申請内容を変更し、或いは、取下げるときは速やかに栃ト協に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成金の返還)

第9条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他栃ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付をおこなわないものとする。

(管理台帳等の作成、保管)

第10条 栃ト協は、本助成に関する管理台帳等を作成して、管理、保管するものとする。

(効果等の報告)

第11条 会員事業者は、栃ト協から助成事業による効果等について求められた場合は、栃ト協に必要な報告をしなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事は、栃ト協がこれを別に定める。

(附 則)

1. 本要綱は、令和4年4月1日より施行する。